

市役所税務課からのお知らせ

申告が不要な方とは？

- ① 給与所得者で、勤務先からつくばみらい市に年末調整済みの「給与支払報告書」が提出されていて、この給与以外に所得がなかった方
- ② 税務署に確定申告書を提出する方、または税務署で確定申告をする方

申告が必要な方とは？

- 平成22年1月1日現在、つくばみらい市内に住所があり、次のいずれかに該当する方です。
 - ① 平成21年中（1月1日～12月31日）に営業、農業、不動産、利子、配当、雑、譲渡、退職などの所得があった方
 - ② 給与所得があり、次に該当する方
 - ア 給与以外に所得があった方
 - イ 勤務先からつくばみらい市に「給与支払報告書」が提出されていない方
 - ウ 2方以上から給与を受けている方
 - ③ 所得税、住民税を納めている方で医療費控除、雑損控除、寄付金控除などを受ける方
 - ④ 個人年金、互助年金や生命保険・損害保険の満期受取金があった方

あった方

- ⑤ 所得のなかった方（扶養されていた、学生、病気療養中、失業など）
 - ※被扶養者の確認、所得証明書の発行、国保税・介護保険料の計算、各種手当の受給申請などのために申告が必要です。
- ⑥ 給与所得者で、年末調整後に扶養親族などの控除要件に異動があった方

市役所の会場では…

- 市役所開庁時刻（午前8時30分）ごろ、各会場（会議室）前に「受付札」を用意します。受付札を取って順番を待ちください。（会場へは午前8時30分以後にお越しください。）
 - ※譲渡所得（土地・建物・株式先物取引、ゴルフ会員権などの売買）のある方、青色申告の方は、土浦税務署で申告してください。

申告に必要なもの

- ① 印鑑（認め印）
- ② 申告する方の預貯金口座番号（還付金受取先）が分かるもの
- ③ 給与などの所得者、外交員などの方は源泉徴収票
- ④ 配偶者特別控除を受ける方は配偶者の収入がわかる源泉徴収票

から 3月15日(月)まで

会場	伊奈庁舎 2階第1・2会議室	谷和原庁舎 2階第1・2会議室
期日	対象地域	対象地域
2月10日(水)	谷井田地区（収入が公的年金だけの方）	小絹地区（収入が公的年金だけの方）
2月12日(金)	小張・三島地区（収入が公的年金だけの方）	十和・福岡地区（収入が公的年金だけの方）
2月15日(月)	板橋・豊・東地区（収入が公的年金だけの方）	谷原・みらい平地区（収入が公的年金だけの方）
2月16日(火)	福原、上島、中島、下島1・2、戸茂、戸崎、山王新田1・7期	福岡
2月17日(水)	伊丹、根柄、神住新田、山王新田第1・2、山王新田8期	台
2月18日(木)	城中、東栗山、足高、東栗山住宅	南、中原、仁左衛門新田、坂野新田、北山
2月19日(金)	門前、内町、古宿、西山、伊奈東1・2・3区	上長沼、下長沼、十和
2月21日(日)	板橋地区、豊地区、東地区	小絹地区、みらい平地区
2月22日(月)	高岡、上板橋、伊奈東4・5・6区	田村、押砂、真木、箕輪
2月23日(火)	狸穴、神生、南谷津、花田久保、上街道、松並	日川、北袋、樫木
2月24日(水)	野堀、大和田、鎌田、塙、久保、東板橋、新山住宅、平和台、大日前	細代、杉下、寺畑
2月25日(木)	五反田、関場、伊奈東3期、勤兵衛新田5・6期、松葉台1・2・3区	小絹
2月26日(金)	秋葉山住宅、狸穴団地、狸穴みどり、ひまわり台	西ノ台、西ノ台南
2月28日(日)	谷井田地区、三島地区、小張地区	谷原地区、十和地区、福岡地区
3月1日(月)	新戸、新町、市野深、芦戸、親和、愛宕住宅、伊奈ヒルズ、大池自治会	絹の台1・3丁目
3月2日(火)	奉社・下谷口、谷口、愛宕、上中宿、小島新田西	絹の台2・4・5・6・7丁目
3月3日(水)	高波、下宿(小張)、小島新田東、高波住宅、出山住宅	追分、古箸、下馬木
3月4日(木)	福田、下宿(豊体)、横町、宿、中宿、上宿、青木住宅1・2	内宿、馬場、平沼
3月5日(金)	青古新田、青木、長渡呂、長渡呂新田、狸淵、弥柳第1・2、中谷原住宅、長渡呂新田住宅、豊中央、下宿脇住宅	古川、成瀬、宮戸
3月8日(月)	上谷井田、下谷井田、外記新田住宅、谷井田北12・13区、谷井田南5区、第1・2・3結城ハイツ、第5グリーンコーポ	鬼長、川崎
3月9日(火)	外記新田、下平柳、谷井田第2・4期、谷井田北2・3・10・11区	西丸山、上小目、下小目
3月10日(水)	中平柳、上平柳、谷井田北7・9区、谷井田南6・7区	東檜戸、西檜戸、加藤
3月11日(木)	山谷、谷井田北4・5・6区、谷井田南1・2・3・4区	陽光台、紫峰ヶ丘、富士見ヶ丘

※予備日：3月12日(金)、15日(月)

【日程表】
申告時間：午前9時～午後3時
 ●混雑が予想されますので、なるべく日程表のとおりお越しくださいますようご協力ください。

問 伊奈庁舎税務課
 ☎58・2111（内線1132）
 〒113-4